

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の旅費の支給に関する要綱

昭和63年3月31日
62川総労第276号

(趣旨)

- 1 この要綱は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号。以下「外国派遣条例」という。）第7条の規定に基づき、職員が外国に派遣される場合の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(外国派遣職員の旅費)

- 2 外国派遣条例第7条の市長が定める旅費は、川崎市旅費支給条例（令和7年川崎市条例第57号）第2条第5号に規定する赴任の場合に支給される旅費とする。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。